

社会福祉法人福岡市早良区社会福祉協議会 評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡市早良区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額3,000円を支給する。ただし、関係行政機関選出の評議員が出席したときは、報酬を支給しないこととする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 報酬は、評議員が評議員会に出席した都度、その日に支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。